

津市自治会連合会支部交付金交付要綱

平成31年3月29日訓第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市自治会連合会支部の自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、津市自治会等交付金交付規則（平成31年津市規則第13号。以下「規則」という。）の規定に基づき交付金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条の交付金は、「津市自治会連合会支部交付金」（以下「交付金」という。）と称する。

(交付の対象)

第3条 交付金は、次条に掲げる事業を行う津市自治会連合会支部（以下「支部」という。）に対し、これを交付するものとする。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 支部の運営及び管理に関する事業
- (2) 地区自治会連合会相互の連携に関する事業
- (3) 自治会活動等の推進に関する事業
- (4) その他住民生活の向上又は地域の発展のために市長が必要と認める事業

(交付金の額)

第5条 交付金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲において、これを交付するものとする。

- (1) 支部に属する町自治会の加入世帯数（交付金の交付を受けようとする年度の4月1日現在における加入世帯数とする。以下同じ。）が4,000世帯以下の場合 100,000円
- (2) 支部に属する町自治会の加入世帯数が4,000世帯を超える場合 前号に掲げる額に2,000世帯ごとに50,000円を加算した額（当該額が1,000,000円を超えるときは、1,000,000円）

(交付申請書)

第6条 規則第3条の別に定める交付申請書は、津市自治会連合会支部交付金交付申請書（第1号様式）とする。

(結果報告書)

第7条 規則第11条の別に定める自治会活動等実施結果報告書は、津市自治会連合会支部交付金自治会活動等実施結果報告書(第2号様式)とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

年度自治会活動等の実施計画概要及び収支予算書

実 施 計 画 概 要				
収 入		支 出		
項 目	金 額	項 目	金 額	交付金 使用額
交付金	円		円	円
※ 上記の交付金の使用先を右の支出欄にご記入ください。				
				合 計

第 2 号様式（第 7 条関係）

津市自治会連合会支部交付金自治会活動等実施結果報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

代表者

Ⓜ

電 話

年 月 日付け津市（記号番号）で交付決定等を受けた
年度津市自治会連合会支部交付金に係る自治会活動等の実施結果を
津市自治会等交付金交付規則第 1 1 条の規定により、次のとおり報告しま
す。

- 1 交付決定等を受けた額 円
- 2 自治会活動等の実施成果及び収支決算書
別紙記載のとおり

